

第三者評価表〔公表用〕

施設名	県民公園自然博物館
指定管理者	(公財)富山県民福祉公園
指定管理期間	平成30年度～令和4年度
評価対象年度	平成30年度、令和元年度
所管課	自然保護課

評価年月:令和2年10月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の 確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限 の発揮(条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・ 利用者の増加・サービ スの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	3.0
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	3.0
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.8
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.0		
3 施設の効率的な管理(条例 第4条第2号)	施設に係る経費節減 策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正か つ確実にを行うための財産的基 礎及び人的構成(条例第4条 第3号)	指定管理者の財政的 基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に 行うだけの経営基盤を維持 しているか	2.0
	指定管理者の人的構 成	施設の機能を十分に発揮した 管理運営を実施できる組織 体制、職員数、職員構成(資 格、経験など)、が確保され ているか(防災・防犯及び災 害・事故等緊急時の体制を 含む)	2.0
		職員の指導育成、研修体制 は十分か	2.0
総合評価			A

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな業務・企画を少ない職員で実施している。手作り展示など職員の努力とその効果が認められる。 ・様々な工夫で固定客の維持に努めている。 ・「ねいの里自然塾の会」との連携により事業内容を充実させているほか、クマ対策のシンポジウム、ジビエ料理を楽しむ企画など野生生物との軋轢や共生に関する啓発において時宜を得た効果的な取組が行われている。 ・職員のスキルを活用して出前講座を行うなど積極的に自然保護思想の普及啓発を行うとともに、併せて効果的な広報が行われている。 ・新人ナチュラリストの研修やジュニアナチュラリスト関連行事の開催により専門知識を習得する場を提供し、人材育成に努めている。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接の宿泊施設と連携できないか。 ・観察会は鳥や昆虫だけでなく、これらの生息環境や植物も対象とした方がより多くの利用につながる。 ・展示について、もう少し数を少なくして、分かりやすく(平易な表現、字を大きくして字数を減らすなど)する工夫があればさらによい。 ・利用者アンケートの内容を工夫して、利用者のニーズを把握すればどうか。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、定期報告書を受理・確認している。
担当者所管課による現地確認状況は十分に なされているか	・年間12回程度、担当者が現地確認を行っている。
指定管理者との連携状況は適切か	・要望や苦情については、そのつど県に報告を受けており、必要に応じて協議して対応するなど、連携して管理を行っている。
モニタリングは適切に実施されているか	・利用者アンケートの結果や、利用者等からの意見・要望等について報告を受けるとともに、必要に応じて現地確認やヒアリングを行っている。